

日本古代国家成立史と歴史教育

—— 大化改新における公民制成立の問題を中心に ——

藤 森 健太郎
社会科教育講座
(2010年9月24日受理)

History Education about Formation of the state in Ancient Japan

Kentaro FUJIMORI
Social Studies Education Course
(Accepted on September 24th, 2010)

はじめに

本稿は、前稿¹⁾と同じく、主として指導要領と教科書の記述を、研究の現状から分析、場合によっては批判するのを目的とする。

ただし、これも前稿同様、指導要領・教科書と対比される研究の現状について新たな視点を提出することは主目的ではなく、実際に歴史教育に携わる人々にも読んでいただくことを想定したい。

したがって、指導要領・教科書と対比される研究の現状については、既存学説の総説的な紹介となる。多く参照する文献も総説的なものが主であって、個々の論点についてさらに探求したい場合には、それら総説的論考からさかのぼっていただくことを想定している。専門研究者の諸氏には、引用の略記を了としていただき、本稿で述べる問題に関心を持たれた現場の教員の読者には、参考文献とした総説に直接あたっていただくことをぜひともお願いしたい。

本稿で課題とするのは、日本の古代国家の成立に関する指導要領・教科書の記述と、研究の現状の対比である。

おおよそ国家とは、特定の歴史段階において成立

するものである。これは、現存の国家に対する態度のいかんにかかわらず、誰もが認めざるを得ない客観的事実である。日本にあっても例外ではなく、「日本」はある時期に成立した人為的なものである。

このように言う場合には、本来、国家の定義など検討すべき前提が多い。しかし、本稿では、そこに深く立ち入るのを目的としない。これら前提を軽視しているのではもちろんないが、現実に指導要領・教科書、およびこれらを用いた教育現場では、これらの前提をひとまずおいて「国の形成」「国家の形成」あるいは「国のはじまり」などが語られているのであって、その現実から出発したい。とはいえ、これらの前提を考慮しない教育が本当に成り立ちうるのか、という問題も当然ある。

そもそも、以下で学習指導要領およびその解説の分析の際に述べるとおり、「大和朝廷」の「国土統一」や、「国の形成」なる表現が、素直に読む限り、いわゆる律令国家の確立以前にもかけられている一方で、「律令国家の確立」も見え、しかも、「国家」と「律令国家」との論理的な包摂関係も明らかではない。律令国家の完成をもって国家の成立とする理論が自明ではなくなっている以上²⁾、国家成立史は、広い範囲から論ずるべきであろうが、本稿ではとりあえず、律令国家（律令体制）の確立、と呼ばれてい

る経緯について、論じたい。その中でも、歴史教育の現場において律令国家（体制）の代名詞のように用いられている「公地公民制」のうち、「公民制」にテーマを絞ることとする。ただし、指導要領およびその解説の分析は、公民制の関連に限らず、全体的に行なう。

1 学習指導要領・教科書における日本古代国家成立の記述

まず、指導要領とその解説をみてみよう³。ここでは、新指導要領の解説を主として掲げる。現在は過渡期であるので、本文の新旧対照表も付す。その上で直接これらに即した論評を簡単に加える。

なお、率直に言って、学習指導要領解説の体裁は、「本文」、「内容の取扱い」、「解説」等が錯綜し、わかりやすいとは言いがたい。これは、ごくシンプルな指導要領本文を基本に「取扱い」や解説を付加していくという構造上必然とも言える。自然引用も長くなるが、こうした体裁も指導要領に従った教育を実施する際の問題点のひとつでもあると思われるので、あえて要約はせずに掲げたい。ただし、行論上不要な部分は略し、その旨明記した。

(1) 小学校学習指導要領

「小学校指導要領」とその「解説編」の当該箇所を、以下に掲げる。

〔本文〕

ア 狩猟・採集や農耕の生活、古墳について調べ、大和朝廷による国土の統一の様子が分かること。その際、神話・伝承を調べ、国の形成に関する考え方などに関心をもつこと。

〔解説〕

この内容は、我が国の歴史が形づくられた時期までを取り扱い、狩猟・採集や農耕の生活、古墳の二つの歴史的事象を取り上げ、これらについて具体的に調べることを通して、大和朝廷による国土の統一の様子が分かるようにすることをねらいとしている。

(中略)

「大和朝廷による国土の統一の様子が分かる」とは、各地に支配者が現れ、大和朝廷による国土の統一が進められたことが分かるようにすることである。

「神話・伝承を調べ、国の形成に関する考え方などに関心をもつ」とは、神話・伝承に見られる国の形成について、当時の人々のものの見方や考え方に関心をもつようにすることを意味している。神話・伝承には、国家の成立や国土の統一について、児童が興味をもちやすい物語が多く見られるので、それらを具体的に調べることである。

これにより、我が国の歴史についての学習が一層親しみのあるものになると考えられる。

実際の指導に当たっては、例えば、(中略)身近な地域や国土に残る古墳について調べ、豪族や大和朝廷の力などを考える学習、神話・伝承を調べて国の形成について当時の人々のものの見方や考え方に関心をもつようにする学習などが考えられる。

これらの学習を通して、大和朝廷による国土の統一の様子が分かるようにする。

〔本文〕

イ 大陸文化の摂取、大化の改新、大仏造営の様子、貴族の生活について調べ、天皇を中心とした政治が確立されたことや日本風の文化が起ったことが分かること。

〔解説〕

この内容は、聖徳太子が政治を行ったところから京都に都が置かれたころまでの時期のうち、大陸文化の摂取、大化の改新、大仏造営の三つの歴史的事象を取り上げ、これらを具体的に調べることを通して天皇を中心とした政治が確立されたことが、(中略)分かるようにすることをねらいとしている。

「大陸文化の摂取」について調べるとは、例えば、法隆寺や遣隋使などによる大陸文化の摂取を取り上げて調べ、聖徳太子が小野妹子らを

隋（中国）に派遣し、政治の仕組みなど大陸文化を積極的に摂取しようとしたことが分かるようにすることである。

「大化の改新」について調べるとは、例えば、中大兄皇子や中臣鎌足による政治の改革を取り上げて調べ、天皇中心の新しい国づくりを目指したことが分かるようにすることである。

（中略）

実際の指導に当たっては、例えば、聖徳太子の肖像画やエピソードなどからその人となり調べ、学習（中略）などが考えられる。

これらの学習を通して、天皇を中心とした政治が確立されたことや日本風の文化が起ったことが分かるようにする。

〔小学校新旧対照表〕

改訂

(1) 我が国の歴史上の主な事象について、人物の働きや代表的な文化遺産を中心に遺跡や文化財、資料などを活用して調べ、歴史を学ぶ意味を考えるようにするとともに、自分たちの生活の歴史的背景、我が国の歴史や先人の働きについて理解と関心を深めるようにする。

ア 狩猟・採集や農耕の生活、古墳について調べ、大和朝廷による国土の統一の様子が分かること。その際、神話・伝承を調べ、国の形成に関する考え方などに関心をもつこと。

イ 大陸文化の摂取、大化の改新、大仏造営の様子、貴族の生活について調べ、天皇を中心とした政治が確立されたことや日本風の文化が起ったことが分かること。

現行

(1) 我が国の歴史上の主な事象について、人物の働きや代表的な文化遺産を中心に遺跡や文化財、資料などを活用して調べ、歴史を学ぶ意味を考えるようにするとともに、自分たちの生活の歴史的背景、我が国の歴史や先人の働きについて理解と関心を深めるようにする。

ア 農耕の始まり、古墳について調べ、大和朝廷による国土の統一の様子が分かること。その際、神話・伝承を調べ、国の形成に関する考え方などに関心をもつこと。

イ 大陸文化の摂取、大化の改新、大仏造営の様子、貴族の生活について調べ、天皇を中心とした政治が確立されたことや日本風の文化が起ったことが分かること。

以上の小学校学習指導要領のAの中の「狩猟・採集や農耕の生活」は、旧では「農耕の始まり」となっている。この改定は、直接には、農耕以前の旧石器・縄文時代がなくてもよいのか、という批判にこたえたものと考えられる。この問題は日本国家の成立史とも無縁ではなく、旧要領は、稲作農耕文化をもって「日本」の淵源とし、列島社会がいまだ「日本」に向かう方向性を持っていなかった時代を児童に教える必要なしと判断していた点で、稲作文化偏重主義であり、また、列島の歴史を国家史と等置する偏った考え方であったと評せる。今回はそれを改善したと評せよう。

とはいえ、本稿で直接問題とする国家が成立する経過についての記述は、一字一句変わっていない。

学問的にみて問題ありと思われることを挙げよう。

まず、「大和朝廷」なる語である。「朝廷」とは本来、天子・皇帝の政治の場である。天皇号は、早く見る説で推古朝、确实なところで天武・持統朝に下るから、それ以前にヤマトにあった政治の場に「朝廷」という語を用いるのには形式的にも問題があるし、概念的にも実態的にもこの語の使用に対する批判はいくつも想定できる場所である。

しかし、ある意味でそれ以上に問題なのは、「国土」なる概念を前提として、その「統一」というストーリーになっている点である。いうまでもなく、日本国家が成立する以前には国土なるものは前提にせず、その分裂もあり得ないし、その統一もあり得ない。仮に、現在の日本国の国土になっている範囲とこれを解するならば、たとえば北海道や沖縄などはあきらかにヤマトの政権の傘下にならなかったのだから、誤りとなる。

この記述を最大限生かそうとするなら、弥生時代以来ある程度共通の文化を持っていた地域を曖昧ながら「国土」と先取的に表現し、その範囲の中でヤマトに本拠を置く勢力が最強となって、この範囲の諸勢力を影響下に置いたことを「統一」と呼んでいるのだ、と解釈できないことはなからう。それにしても、少なくとも教員の側には十分な見識がないと、あらかじめ所与の「日本」が「朝廷」により予

定調和的に「統一」されたという、現在の学界で大方の専門研究者が認識しているものとは程遠い歴史像が植えつけられてしまう危険がある。

つぎに、国家の成立時期の問題がある。「ア」に「国の形成に関する考え方」云々とある一方、「イ」には「天皇を中心とした政治が確立」云々とある。これを単純に解すると、国家の形成は「ア」の時代、すなわち、「大化の改新」以前で、「大和朝廷による国土の統一」の結果として成ったことがらであり、考古学的には古墳時代に進行したかのように読めるが、なお曖昧であることは否めない。「大和朝廷」の評価いかんでは、「国土の統一」以前に国家の成立を認めていると解する余地すらある。

これも後述するように、国家の定義の問題も含め、現在の学界では、国家の成立についても諸説入り乱れる不安定な状況にある。代表的な説では、古墳時代から国家ないし初期国家が成立していたと認める立場、いわゆる大和政権の制度が確立していく過程のどこかに国家成立を認める立場、いわゆる律令国家の確立をもって古代国家成立とみる立場、などがある。

こうした状況に鑑みて、国家成立の時点を意識的に曖昧にしているのだとすれば、一定の見識だと思うが、そうだとすれば逆に先述した「大和朝廷」の「国土統一」なる記述の問題性がますます浮き彫りとなってしまふ。

つぎに、中学・高校とも共通の問題であるが、神話・伝承の強調についても議論は避けられまい。こうした強調がなされるようになった背景については、複雑な事情が推定できるが、本稿の目的とはそれるので深入りしないでおく。しかし、純粋に学問的に言っても、問題は多い。

筆者個人は、神話・伝承を「具体的に調べる」ことによって児童が「国の形成について当時の人々のものの見方や考え方に関心をもつ」ことを一概に否定はしない。むしろ、この文章はなかなか周到であると思う。その周到さは「国の形成について」の「当時の人々のものの見方や考え方」という記述に現れている。すなわち、神話・伝承は、「国の形成について」現代歴史学で通常定義するところの客観的事実

を述べたものではなく、それに関する「当時の人々のものの見方や考え方」を示すものなのである。むしろ、その記述の中に過去の客観的事実を探る試みは大いになされるべきであるが、聖典としてそのまま信ずるものではないことが、指導要領解説自体にも周到に述べられているとみてよいだろう。

それでもなお、こうした記述自体不要という意見は多くあろうが、ここでは、現にこの規定がある中で教育がなされているという現実の上に立つて言うならば、神話・伝承の史料の特性に十分配慮しながら、児童の関心を正しい方向に導くべきだと思われる。この場合にも肝要なのは教員の見識である。ここで言っているのは、教員個人々々の政治的信条の問題ではなく、学問的な方法論についての見識である。方法論をも含んだ、広い意味での教材研究が重要であると思われる。

「イ」の本文のうち前半が国家成立史に関わるが、その記述はきわめて簡略である。しかし、これだけ簡略な中にも「大化の改新」が明記されていることは注意される。後述の通り、学界における「大化の改新」の評価はここ半世紀で大きく揺れており、にもかかわらず大宝律令編纂などがなくこれが明記されていることにはかなりの違和感があるが、実は学史的にその理由をはっきりしている。「大化の改新」は問題の焦点なので後節で詳述する。

つぎに、列島内外との交流の中から国家が生まれてくるという視点の弱さが挙げられる。国家成立をいつとするか、という問題とも関係するが、国家の成立において列島社会の内在的な契機を主因とするのか、東アジア情勢などの「対外的」契機を強調するのか、長く論争がなされてきた。むしろ、両方を勘案すべきなのだが、重点の置き方にはいまだ諸説ある。

それにしても、「大陸文化の摂取」という一句だけではいかにも弱いとの感は否めない。しかもその内実が、「解説」の説くような、聖徳太子の遣唐使派遣に事実上収斂しているとの解釈であるとするれば、問題の矮小化に思える。

やや話がそれるが、この「聖徳太子問題」はどうも根が深そうで、本文には全く出てこないにもか

わらず、解説では、3回も登場するのである。上述の大陸文化の摂取のほかに、聖徳太子が政治を行ったことをもって時代区分の指標にしたり、彼の肖像画やエピソードから「人となり」を調べることが例示されているのだが、これらは学問的には非常に問題である。

「聖徳太子はいなかった」とする諸説⁹が世をにぎわせたことは記憶に新しいが、これに限らず現在の研究レベルにおいて、『日本書紀』等の説く聖徳太子の地位や事績、エピソードを無批判に肯定することは、まず不可能である。ましてや、彼の肖像画なるものは、奈良時代以後に描かれたことが確実で、それから聖徳太子の人となりを調べるとは、例示にしてもほとんどナンセンスに近い。

本文と解説それぞれの作成やすり合わせの過程などがわからないので憶測は慎むが、いずれにせよ、こと聖徳太子に関する部分については、解説が本文よりもかなり突出しているように思える。

(2) 中学校学習指導要領

〔本文〕

(2) 古代までの日本

(本文)

ア 世界の古代文明や宗教のおこり、日本列島における農耕の広まりと生活の変化や当時の人々の信仰、大和朝廷による統一と東アジアとのかかわりなどを通して、世界の各地で文明が築かれ、東アジアの文明の影響を受けながら我が国で国家が形成されていったことを理解させる。

(内容の取扱い)

ア (中略) 「日本列島における農耕の広まりと生活の変化」については、狩猟・採集を行っていた人々の生活が農耕の広まりとともに変化していったことに気付かせるようにすること。「大和朝廷による統一と東アジアとのかかわり」については、古墳の広まりに触れるとともに、大陸から移住してきた人々の我が国の社会に果たした役割に気付かせるようにすること。

〔解説〕

この中項目のねらいは、世界の各地で文明が

築かれ、東アジアの文明の影響を受けながら我が国で国家が形成されていったことを、次の各事項の学習を通して理解させることである。

(中略) 「大和朝廷による統一と東アジアとのかかわり」については、「古墳の広まりにも触れ」(内容の取扱い)、大和地方を中心に国内が統一されたことを、小学校での学習を踏まえて大きくとらえさせるようにする。その際、「大陸から移住してきた人々の我が国の社会に果たした役割」(内容の取扱い)に気付かせる。

〔本文〕

(本文)

イ 律令国家の確立に至るまでの過程、摂関政治などを通して、大陸の文物や制度を積極的に取り入れながら国家の仕組みが整えられ、その後、天皇や貴族の政治が展開したことを理解させる。

(内容の取扱い)

イ イの「律令国家の確立に至るまでの過程」については、聖徳太子の政治、大化の改新から律令国家の確立に至るまでの過程を、小学校での学習内容を活用して大きくとらえさせるようにすること。

〔解説〕

この中項目のねらいは、大陸の文物や制度を積極的に取り入れながら国家の仕組みが整えられ、その後、天皇や貴族の政治が展開したことを、次の各事項の学習を通して理解させることである。

「律令国家の確立に至るまでの過程」については、「聖徳太子の政治、大化の改新」(内容の取扱い)などについて、小学校での学習の単なる繰り返しにならないよう留意し、その学習内容を有効に活用しながら、我が国が律令国家として形づくられていったことを大きくとらえさせる。なお、このころ初めて大化という元号が使われたことに触れる。(以下略)

〔本文〕

(本文)

ウ 仏教の伝来とその影響、仮名文字の成立などを通して、国際的な要素をもった文化が栄え、後に文化の国風化が進んだことを理解させる。
(内容の取扱い)

ウ ウについては、文化を担った人々などに着目して取り扱うようにすること。

〔解説〕

この中項目のねらいは、国際的な要素をもった文化が栄え、後に文化の国風化が進んだことを、次の各事項の学習を通して理解させることである。

「仏教の伝来とその影響」については、大陸からもたらされた仏教が我が国の文化の様々な面に影響を及ぼしたことに気付かせる。

(中略)

〔本文〕

(内容の取扱い)

エ 考古学などの成果を活用するとともに、神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせるよう留意すること。

〔解説〕

この項目は、古代までの学習の全般にかかわる留意事項を示している。

古代までの学習においては、「考古学などの成果の活用」(中略)を図るとともに、後に古事記・日本書紀などにまとめられた「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせる」(内容の取扱い)ことに留意する。

〔中学校新旧対照表〕

改訂

(2) 古代までの日本

ア 世界の古代文明や宗教のおこり、日本列島における農耕の広まりと生活の変化や当時の人々の信仰、大和朝廷

による統一と東アジアとのかかわりなどを通して、世界の各地で文明が築かれ、東アジアの文明の影響を受けながら我が国で国家が形成されていったことを理解させる。

イ 律令^{りつりょう}国家の確立に至るまでの過程、摂関政治などを通して、大陸の文物や制度を積極的に取り入れながら国家の仕組みが整えられ、その後、天皇や貴族の政治が展開したことを理解させる。

ウ 仏教の伝来とその影響、仮名文字の成立などを通して、国際的な要素をもった文化が栄え、後に文化の国風化が進んだことを理解させる。

現 行

(2) 古代までの日本

ア 人類が出現し、やがて世界の古代文明が生まれたこと。また、日本列島で狩猟・採集を行っていた人々の生活が農耕の広まりとともに変化していったことを理解させる。

イ 国家が形成されていく過程のあらましを、東アジアとのかかわり、古墳の広まり、大和朝廷による統一を通して理解させる。その際、当時の人々の信仰、大陸から移住してきた人々の我が国の社会に果たした役割に気付かせる。

ウ 大陸の文物や制度を積極的に取り入れながら国家の仕組みが整えられ、その後、天皇・貴族の政治が展開されたことを聖徳太子の政治と大化の改新、律令^{りつりょう}国家の確立、摂関政治を通して理解させる。

エ 国際的な要素をもった文化が栄え、後に文化の国風化が進んだことを理解させる。

以上の中学校学習指導要領および解説等についても、まず新旧対照表に注目したい。

記述の整理とみられることがらなどを除くと一見大きな改訂には見えないが、旧で明記されていた「聖徳太子の政治」「大化の改新」の削除が実は重要である。旧の「律令国家の確立」が、新の「律令国家の確立に至るまでの過程」に、旧の「摂関政治」が新の「摂関政治など」として継承されているのに比して、この削除の印象は大きい。

論理的には、新の「律令国家の確立に至るまでの過程」の中に、「聖徳太子の政治」「大化の改新」が含まれていると解することが可能である。しかし、現在の古代史研究状況からみて、この削除は単なる記述の整理とは考え難い。先にも触れたが、学界で

は、いわゆる聖徳太子の政治や大化の改新が「律令国家の確立に至るまでの過程」でいかなる役割を果たしていたのか、懐疑論が続出し、さらにそれに対する揺り戻しもあって、不安定な状態が続いている。そうした中でこれらを説明なしに明記し続けることには、やや問題があると考えられる。削除の背景にそうした状況が推測されるのである。

ところが、「内容の取扱い」になると一転、「聖徳太子の政治」「大化の改新」があいかわらず大書されているのである。こうした扱いになっている学問外的な事情について忖度することはしないでおくが、いずれにせよ、本文で、ほとんどの古代史研究者が学問的な事由と推測するであろう削除改訂をほどこしておきながら、付帯規定で旧を継承しているような体裁には、戸惑いを覚えるところである。

小学校の指導要領について、本文に現れない聖徳太子が解説では3回登場することを紹介したが、似たような現象がここでも認められるのである。

また、国家成立の画期をいつとしているのかについても、小学校同様曖昧である。ただ、こちらの場合には、「律令国家の確立」という文言があるから、ある限定された意義を持つ国家の「確立」の時点はより明記されているといえる。とはいえ、その前をいかに考えるかという問題はそのまま残る。

(3) 高等学校学習指導要領

〔本文〕

イ 日本文化の黎明と古代国家の形成

旧石器文化、縄文文化及び弥生文化の時代を経て、我が国において国家が形成され律令体制が確立する過程、隋・唐など東アジア世界との関係、古墳文化、天平文化に着目して、古代国家の形成と展開、文化の特色とその成立の背景について考察させる。

〔解説〕

ここでは、旧石器文化の時代から奈良時代までを扱う。従前、この時期は中項目の「ア 日本文化の黎明」と「イ 古代国家の形成と東アジア」に分けられていたが、今回の改訂ではこ

れを一つの項目にまとめ、原始の時代から古代国家の形成と展開までの時期を、大きな視点でとらえ考察させるようにした。

「古代国家の形成と展開」については、原始の社会の概容とその変化にも触れ、小国の形成や互いの抗争と邪馬台国によるそれらの連合、大和政権による国内統一、律令に基づく国内統治体制の整備、奈良時代に至る政治の動向等について、東アジア世界との交流によってもたらされた文物・制度の影響にも着目しながら考察させる。例えば、古墳の分布やその変化に着目して、各地の政治勢力の関係やその統一の過程を推察させることが考えられる。

「文化の特色とその成立の背景」については、自然環境に着目して旧石器文化と縄文文化の時代の食料の獲得や呪術的な風習などについて、また稲作の伝播など大陸文化の影響に着目して弥生文化の時代の社会の変化について考察させる。その際、農耕儀礼等を通して当時の人々の生活における信仰の意味に気付かせる。また、古墳文化の時期においては、文字や各種の技術など大陸から渡来した人々がもたらした文化に、その後の時期においては、遣隋使、遣唐使の派遣による諸制度の摂取、国家による仏教の興隆などに着目して、天平文化などに見られる国際性とその成立の背景などを考察させる。例えば、東アジア世界との交流の諸相を踏まえ、畿内など各地に残る文化財の特色に着目して、仏教文化が時代とともにどのように移り変わったかを考察させることが考えられる。

その際、造寺・造仏や歴史書、地誌の編纂などの国家事業が進められたことに着目させ、古事記、日本書紀、風土記に関しては、その中に含まれる神話や伝承を通して古代の人々のものの考え方や生活をとらえさせる。

〔高等学校新旧対照表〕

改訂

イ 日本文化の黎明と古代国家の形成

旧石器文化、縄文文化及び弥生文化の時代を経て、我が国において国家が形成され律令体制が確立する過程、隋・唐など東アジア世界との関係、古墳文化、天平文化に着目して、古代国家の形成と展開、文化の特色とその成立の背景について考察させる。

現 行

ア 日本文化の黎明

自然環境や大陸からの文化の影響による生活の変化に着目して、旧石器文化、縄文文化及び弥生文化の時代の社会について理解させる。

イ 古代国家の形成と東アジア

我が国における国家の形成と律令体制が確立の過程、隋・唐など東アジア世界との交流に着目して、古代国家の展開と古墳文化、天平文化などの文化の特色について理解させる。

以上の高等学校指導要領および解説は、学問的に見てかなりよく練られていると評価できる。大和政権による「国内統一」なる文言には、先の小中学校同様の概念的な問題点も指摘しうるし、「国家が形成」と「律令体制の成立」の論理的関係や先後関係は曖昧であるが、そのほかについては、細かい点での異論や、強調すべきことからの対案などはむろんあり得るものの、大筋として明らかに問題があるという部分は、少なくとも筆者には見出すことができなかった。

「神話や伝承」はやはり登場するが、歴史的事実の叙述としてそのまま受け取るべきではなく、古代人の思考・生活を探るべき史料であるという見識がよりはっきりと打ち出されている。

先述の通り国家成立の画期はやはり固定されていないが、おそらくあえて「律令国家」とは言わず、「律令体制」の確立という言葉を用いているおかげで、両論併記と誤解されかねないような記述は避けられており、これならば国家成立の時期を固定しない方針も教授の際の自由度をよい意味で許す結果にもなると思われ、かえってうなずける。

また、解説レベルでも、「聖徳太子の政治」や「大化の改新」の強調はない。

なお、新旧の差は、項目合併による記述の整理のほかは、古代国家形成に関する部分では大きなもの

はない。

こうして指導要領とその解説をみると、小学校と中学校のものについては、疑問を持たざるを得ない問題点がほぼ共通しているのに対して、高等学校のものはこれらと明らかにトーンの異なるものになっていて、学問的に疑問の余地のある記述が減る（反面、「玉虫色」になっているという評価もできなくはない）。

小中学校は簡略かつ平易に教えるためのものであり、高等学校はより詳細に教えるためのものであるからだ、というような単純かつ正当な違いであればいいのだが、実際にはそうではない。本文はいずれにせよどれも簡略であるが、解説まで含めて読むと、やや大げさに言うならば、一種の歴史観の違いを感じざるを得ないのである。

たとえば、高校で「大和政権」になっているのに、小中学校で「大和朝廷」になっているのを、児童に教えやすいより平易な語を選択した結果だとは到底言えないであろう。

また、高校では解説にも全く登場しない聖徳太子や大化の改新について、小中学校でも、本文レベルでは、小学校で大化の改新のみ、中学校では両者とも削除されたにもかかわらず、解説まで含めれば非常に強調されている。個人や事件を媒介にすると児童・生徒によりわかりやすくなるからそうなのではなく、小中学校の指導要領および解説と高等学校のそれとの間にある、国家成立史の認識の差を示していると考えべきであろう。

2 中学校の教科書における「大化改新」

前節では、小中学校の指導要領およびその解説が、高等学校のそれらとはかなり雰囲気を変え、「聖徳太子の政治」「大化の改新」を非常に重視し、明記して、これらの帰結として「天皇中心」の律令国家の確立という歴史像を描いていることが明らかになった。

前節でみた学習指導要領およびその解説が、日本における古代国家成立史全体にかかるものである以上、本稿でもその全体について論じたいところでは

あるが、その作業は必然的に古代国家成立史を総合的に論ずることとなり、この小稿のみで果たせる課題ではない。

そこで今回は、前節で示した諸問題のうち、「大化改新」なかならず公民制の成立をめぐる、歴史教育と学界の現状との対比などを論ずるにとどめたい。なぜならば、大化改新によって「公地公民」が目指され、それが大宝律令で完成するものの、私的な活動によってこれが解体していく、という歴史観こそが、今なお学校現場における古代のもっとも中心的なストーリーになっているからである。残された問題は、別の機会を期することとする。

さて、本節では、中学校で使用されている代表的な教科書で、大化改新がどのように記述されているか、紹介する。ここで選んだ教科書は、近年のシェアで上位を占めているものであり、それ以上の意図はない。なお、ルビ等は省いた。

(1) 東京書籍『新編新しい社会 歴史』

平成21年度版

7世紀の中ごろ、唐が対立する高句麗を攻撃し、そのために朝鮮半島の国々では緊張が高まりました。日本でも、戦争に備える国づくりを急がなければなりませんでしたが、そのころ国内では、蘇我氏の独裁的な政治に対する不満が高まっていました。

この情勢をみた中大兄皇子は、645年、中臣鎌足（のちの藤原鎌足）らとともに蘇我氏をたおし、新しい政治のしくみをつくる改革を始めました。皇子は、鎌足や帰国した留学生らの協力を得ながら、それまで豪族が支配していた土地と人々を、公地・公民として国家の直接の支配のもとに置こうとしました。また、政府の組織を整えて、権力の集中をめざしました。

このとき、はじめて「大化」という年号が使われたといわれているので、この改革を大化の改新とよびます。

(2) 大阪書籍『中学社会 歴史的分野』

平成21年度版

隋に代わった唐に対して、日本は、対抗する国力を高めようとしてきました。そこで、遣唐使を送って国交を結ぶとともに、隋の時代から留学していた人々を帰国させ、唐の制度の優れたところを取り入れた国づくりをめざそうとしました。

唐にならって、天皇家が主導権をもつ国家をつくるため、645年、中大兄皇子と中臣鎌足（のちの藤原鎌足）は、蘇我氏をたおして政権をにぎりました。そして、初めて大化という年号を定め、難波宮という新しい都もつくりました。その翌年、全国の土地と人民を国のものとして（公地公民）、天皇がそれらを支配するという方針を打ち出しました。この一連の政治の改革を、大化の改新といいます。

(3) 帝国書院『社会科 中学生の歴史』

平成21年度版

7世紀はじめ、中国では隋にかわり唐が大帝国を築き、律令という法律で国をおさめ、人々に土地を割りあてて、租・調・庸という税や労役を課しました。そして朝鮮半島にも勢力をのびました。

このような情勢を受けて、倭国も国力を強めようとしてきました。聖徳太子の死後、蘇我氏の力がいっそう強くなったことを警戒した中大兄皇子（のちの天智天皇）は、中臣鎌足（のちの藤原鎌足）らとはかり、645年、蘇我氏をたおしました。そして、唐にならった国づくりをめざし改革に着手しましたが（大化の改新）、その実現には、こののち50年ほどかかりました。

(4) 教育出版『中学社会 歴史 未来をみつめて』

平成21年度版

7世紀のなかごろ、隋をたおした唐の国力がいっそう強まると、日本でも、中央集権国家をつくらうとする動きが高まりました。

645年、中大兄皇子や中臣鎌足（後の藤原鎌足）らは、蘇我氏をたおし、大化の改新とよばれる政

治の改革をはじめました。この改革は、皇族や豪族がそれぞれ支配していた土地や人民を、国家が直接支配すること（公地公民）をめざすものでした。

以上の教科書の記述をみると、第一に東アジアの動向と大化改新との関連を強調していることが共通している。これは、指導要領の「大陸文化の摂取」を承けているようにみえながら、指導要領解説がそれを「聖徳太子」による遣隋使の派遣に限定しようとしているかのように見えかねない説明をしているのに対して、より広い視野から、国家形成の主要な契機の一つとして記述しようとしている。特に、東京書籍版の記述は、大化改新や律令国家の確立のみならず、蘇我氏による権力集中をも東アジアの緊迫に対する対応の一方法と評価できるニュアンスで書かれており、中央集権国家の確立を目指す中大兄皇子や中臣鎌足らに対する守旧的抵抗勢力と教えられがちな蘇我氏の再評価まで含みこんだ優れたものである。

第二に、どの版も、大化改新によって一気に公地公民などの律令制度が完成したのではないことを明記している。すなわち、「めざした」「方針を打ち出した」などの表現でそれを表しているのである。特に帝国書院版は、「その実現には、こののち50年ほどかかりました」と述べている。この50年ほどのちとは、大宝律令編纂を指すと思われる、大化改新で示された方針、すなわち律令制の確立は大宝律令完成まで下ると明言しているのである。

このように、唐帝国の強大化、その朝鮮半島への進出という東アジア情勢の緊迫化への対応の必要という要因を強調し、かつ、後述する大化改新詔の史料批判などを反映して、律令制の確立はこの時に一気に完成したわけではない、と示唆している点などには、指導要領およびその解説と矛盾しない範囲で、現在の学界における共通認識を盛り込む工夫が込められていると評価できよう。

ただし、教科書という非常に圧縮された紙幅の中ではやむを得ないとはいえ、これらの工夫を読み取るためには、現在の研究動向のいわばコンテクスト

を承知している必要があるように思われる。これら工夫は多くが文章の微妙な表現を通じてなされているために、現場の教員や生徒がこれらを要約する際には、せつかくの工夫が飛んでしまう可能性があるように思われるのである。

また、根本的なことだが、これらの工夫にもかかわらず、大化改新を一つの画期として、それまで豪族が支配していた土地・人民を国家のものにする公地公民システムなどを基軸とする集権的な律令国家が確立していく単線的な国家形成史を構成するという筋立ては、指導要領およびその解説から出るものではない。

実は、近年、この筋立てに対する再検討が行われつつあり、古代国家形成史の根本的な見直しがなされる可能性が出てきているのである。その論点は多岐にわたるが、本稿で扱う範囲に即した限りで、次節で紹介したい。

3 「坂本パラダイム」と最近の国家成立史研究—「公民制」の理解をめぐる—

第1節では、小中学校の指導要領およびその解説が、「聖徳太子の政治」「大化の改新」を非常に重視して、これらの帰結として「天皇中心」の律令国家成立という歴史像を描いていることが明らかになった。

第2節では、こうした歴史像、なかんずく「大化改新」の理解に対して、教科書がいかに対応しているのかを、中学校の歴史教科書における大化改新の記述を例に見てみた。少なくとも今回みた4種の教科書では、微妙な表現に至るまでの工夫により、豊かな情報を伝えようとしているが、大きくは、おおむね指導要領およびその解説に沿った歴史像になっていたといえる。

本節では、前節から扱っている大化改新、なかでも公民制に関する最近の研究動向の一端を紹介したいが、その前提として、ふたたび小中学校の指導要領およびその解説にみられるような国家形成にかんする歴史像全体を想起しておきたい。

実は、こうした歴史像が、どのようなものとして

提唱され、歴史教育界に普及していったか、すでに明確に指摘されている。

吉田一彦氏は、次のように述べる。のちに紹介する大隅清陽氏もすでに引用している重要な部分を掲げたい。

歴史教育においても、古代史の部分は坂本説が教科書に書かれ、教えられたので、しだいにこの理解が国民的歴史常識になっていった。坂本の見解は、「日本古代史」は「律令国家（律令制）」を中心に理解すべきであって、それ以前はその準備過程、以後はその変質・崩壊過程として理解できるとするものであった。こうして、①聖徳太子の新政から、②大化改新を経て、③律令国家（律令制）の成立を説き、律令の諸制度を中心に古代国家を説明して、以後を④律令国家（律令制）の崩壊過程と理解する日本古代史が成立した。この見解は、坂本パラダイムとも呼ぶべき枠組みを構成し、以後の研究の方向性を規定していった⁵⁾。

吉田氏の言う「坂本パラダイム」が、小中学校の指導要領および解説にみえる歴史観とほとんど一致していることは明らかである。この「坂本」とは、往年の日本古代史の大家、坂本太郎東京大学教授を指す。

とはいえ、「坂本パラダイム」が歴史教育におけるスタンダードになっていった過程については、それが本当に坂本太郎氏個人の学説の影響を受けて定着したものであるのかどうかを含め、別途実証的に確かめられる必要があるだろう。しかし、本稿の目的からいえば、坂本太郎氏のイメージしたような日本古代史が、現在の指導要領および解説でもほぼそのままであることが確認できればよいのである。大隅清陽氏も「吉田も指摘するように、学校教育の現場や一般市民の歴史認識における『坂本パラダイム』の影響力には現在でも根強いものがあり」と述べているところである⁶⁾。

吉田氏・大隅氏が坂本パラダイムの根強い影響力を指摘する文脈は、むしろ、このパラダイムの批判的検討ということになる。このパラダイムを現在の研究状況から検討するならば、聖徳太子論、大化改新論、律令国家論なかならずその完成・最盛期・崩

壊過程に関する時代観など、多くの問題点が挙げられるが、この小稿で扱っている大化改新論なかならず公民制の成立論を例にとりて、現在の学界状況との対比を簡単に紹介しよう。

大化改新が、小中学校の指導要領および解説が説くような、律令国家形成史上の画期として捉えられる事実であったか否か、それは、戦後の古代史研究において最大の争点の一つであった。以下、最近の吉川真司氏や大隅氏による優れた研究史整理⁷⁾などに拠ってごく簡単に整理してみよう。

吉田氏の言う「坂本パラダイム」による大化改新の理解は、公民制・官僚制を基盤とする律令体制成立にいたる画期、というものである。しかし、その最大の論拠となる646年元日のいわゆる「大化改新詔」が後世の知識により潤色されているのではないかという疑いが強まっていった。早くは津田左右吉氏が改新詔の近江令による潤色を唱えており、坂本氏はこれを否定する形で自らの学説を形成したという経緯がある。

しかし、その後、改新詔の潤色を疑う議論は再び強まり、いわゆる郡評論争⁸⁾によって、その程度はともあれ、何らかの潤色があることは確実となった。

以後、改新詔のどの部分が後世の潤色であり、どの部分が当時のいわば原詔を伝えているのか、議論が続けられた。その中でも最も衝撃的であったものは、原秀三郎氏による、いわゆる「大化改新否定論」であった。原氏は、改新詔の第1条に規定されている公民制は、実際には664年の甲子の宣で実現したものであるなどと論じ、改新詔の存在を否定したのである⁹⁾。

坂本説と原説を両極にして、その間に諸説があった、とまで諸説の内容を単純化はできないにしても、改新詔の理解という観点からいえば、その内容をどの程度まで646年当時に出されたものとするか、坂本説と原説の間で実に様々な理解が示されたのである。いずれにしても、改新詔をそのまま受け取って描かれた坂本の歴史像は説得力を減じた。これ以後、高等学校の教科書でも、改新詔には後世の知識による潤色がある旨の注記が付せられるようになり、教育現場にも影響が及んだが、特に小中学校の

現場においては、多くの場合、たとえ学界における変化を教員が認識していたとしても、従前どおりの「坂本パラダイム」による教授が支配的であったと推測される。

ところがこうした大化改新に対する懐疑的な傾向は、やがて、ある面で逆転する。早く鎌田元一氏は、孝徳朝における一斉立評を論じた。ただし氏自身は、立評と公民制成立を別に考えた。孝徳朝の後も、旧部民に対する中央豪族層の支配は事実上続いたと考えたのである。氏によれば、670年の庚午年籍でも公民制支配は確立せず、690年の庚寅年籍にいたって、国一評一里の行政システムを伴う人民編成たる公民制が成立したということになる¹⁰⁾。

このように、鎌田氏は、郡か評かという表記上の問題は別として、評という行政単位は確かに孝徳朝に一斉に立てられたことを明らかにし、大化改新の再評価への道を開いたのであるが、その下の里にあたる編成の成立や、これらを総合した人民支配のシステムである公民制の実際の成立はさらにのちの時代と考えていたのである。すなわち、大化改新に対する懐疑的な姿勢を逆転したわけではない。

ところが、2002年に飛鳥石神遺跡から出土した木簡が、こうした研究状況を変えた。その木簡には、「三野国ム下評大山五十戸」なる記述があり、665年のものであった¹¹⁾。五十戸といえ、のちの里に編成される原則の戸数である。この木簡出土前にもこの語自体は知られていたが、「某部五十戸」の表記であったため、旧部民から始められた編成単位とする説が有力だったのだが、これにより、国一評一五十戸が、国一郡一里の祖形として一般的に存在していたとする説が脚光を浴びた¹²⁾。

665年はいわゆる大化改新からほぼ20年後ということになるが、吉川氏は、戸とその五十戸単位への編成を孝徳朝から成立していたものとする。公民制はその後、庚午年籍を画期としてより強固なものとして確立されたとされる。

以上の吉川説による公民制成立論は、大化改新否定論のうち、公民制の成立を天智朝・天武朝に下げ議論をさらに否定し、孝徳朝においてすでに、公民制の初発段階がみられるとした点では、「坂本パラ

ダイム」への回帰を示す。しかしその論理は単純ではない。

すでに、狩野久氏、鎌田氏の部民論・王民論¹³⁾によって、大化改新によって克服された「私民制」のごとく部民制を理解する段階は超えられていたが、大隅氏が的確に分析する通り¹⁴⁾、鎌田氏が部民制を族制的な支配と位置付けたのに対し、吉川氏の理解は、部民制段階でも編戸などを想定して、部民制と公民制の連続性を強調している。

むしろ、部民制では王族・豪族が全国の人民を分割所有し、部民支配の拠点は諸王族のミヤ、および諸豪族のヤケにおかれ、多元的かつ重層的な支配を行っており、王族・豪族の個別利害の調整は行われているものの、大王への権力集中はなお不十分で君臣秩序も理念的・限定的なものであったとする点で、公民制支配との段階差は確保されているが、その克服はむしろ、律令官僚制の形成によって果たされるとされる。その官僚制形成の画期も孝徳朝におかれ、食封制も実質的に確立していたとされる。

とはいえ、吉川説で部民制を私民制とする古典的解釈が相対化されていることは確かである。すなわち、吉川説は、豪族の私地私民を克服して国家が公地公民を実現したという大化改新像を単純に復活させたものではない。公民制をいわば個別の公有民の直接支配とする古典的解釈も相対化されている今日の学界においては、政治的には蘇我本宗家の討滅、支配システムの面では、私地私民から公地公民への転換である大化の改新によって「天皇中心」の律令国家が成立するといった、もっとも単純化された形の「坂本パラダイム」前半の存立は難しい。

ただ、今後の研究状況のゆくえはまだ混沌としており、大隅氏が言うとおり、「坂本のネガをポジに置き換えたり、その年代観を変更することに終始してきた面もあり、大局的には吉田の言う『坂本パラダイム』の枠組みが長く維持されてきたと言えなくもない」状況から、「方向はまだ混沌としているものの、『坂本パラダイム』から逸脱し、それを乗り越えてゆく可能性を孕んでいる」研究動向がようやく現れてきた、という段階なのだと思う¹⁵⁾。

小中学校の学習指導要領およびその解説では、大

化改新を大書して画期と評価していることまでは明らかだが、その画期の内容の詳細を明確に述べてはいない。したがって、内実とはもあれ大化改新ないし孝徳朝が画期として再び確かな評価を得られれば、これらの記述がやはり的確であったと評価することも不可能ではないかもしれない。2節で中学校歴史教科書を例にみたおりに、教科書そのものには、なるべく豊かで多様な歴史像を伝えようとする工夫がなされているが、何分にも簡潔かつ明快に書かねばならないこともあって、研究状況などのコンテキストを前提にしないと、その意図が伝わらない可能性がある。すなわち、教科書に込められた工夫にかかわらず、実際に現場で教授される内容が、現在の学問水準からみれば、あまりに単純で割り切りすぎた歴史観になってしまう危惧を持たざるを得ない。

大隅清陽氏は、従来の律令制形成史が、編纂された法典としての律令の成立史であったことを批判し、こうした狭義の律令制成立史に対し、広義の律令制の成立史を提唱している。その観点からみて、大化改新は、まだ唐令の体系的参照をしていない段階＝広義の律令制の一段階であるプレ律令制に関わる改革だとする。さらに最近では、狭義の律令制の成立を大宝律令まで下げて考えている¹⁶⁾。

大隅氏は、この観点から、次のように説く。

戦前の坂本太郎氏による大化改新研究以来、日本古代史研究は、日本における律令制の成立を、体系的な成文法としての狭義の律令の成立と同一視し、大化改新から近江令、飛鳥浄御原令を経て大宝律令の制定に至る、一国史的かつ直線的な発展の過程として理解してきた。大化改新否定論にせよ、青木和夫氏による近江令否定論にせよ、この基本的枠組みは同じであって、狭義の律令の成立をめぐる、その時期の相対的な前後関係を論じてきたのである。しかし、(中略)日本律令制における狭義の律令が、その発展の最終段階に近い大宝律令まで成立しなかったとすると、七世紀後半における律令制の形成過程自体を、根本から見直す必要が生じてくるのではあるまいか。

大隅氏の提起が学界の共通見解となるかどうかよりも、こうした議論がなされているということ自体

が、「聖徳太子の政治」から「大化改新」を経て「天皇中心」の新しい国が形成されていく、という物語の単調さを浮かび上がらせる。また、暗記科目とみられがちな日本史において、ほとんど国民的常識となっているストーリーの根本に異議申し立てをする余地があるということは、ともに考え、議論する歴史教育のヒントになり得るのではあるまいか。

最終的に児童・生徒に説いたり、議論することが可能な内容は限られるであろうが、本節で述べたような研究動向を教育現場にわかりやすく届ける、あるいは、例えば本学のような教育学研究科の修士課程に入学した大学院生にこうした状況を説いて、教材研究の重要さと難しさを伝え、その上で最終的にどのような教材開発や授業があり得るのか、歴史教育学の研究者もまじえ、ともに考えることが望まれよう。

4 おわりにかえて

本稿の課題は、以上で尽きた。あらためてまとめることはせず、感想めいたことを記す。

今回痛切に感じたのは、小中高の学習指導要領とその解説の読解を通じてみると、小中と高の間に想像以上に大きな断層があるということである。

それも、本文中でも述べたとおり、単なる語彙のむずかしさや内容の詳細さの問題ばかりではなく、歴史観の問題と評価せざるを得ない違いがある。もっと正確に言うならば、小中の学習指導要領およびその解説と高校のそれとの間にまず基本的な歴史観の違いがあり、その上で、高校の方が各教科書に多様な具体的歴史観の展開を許容する構造になっているように思われる。

そのことの良しあしを判断する意図はないが、現時点で高等学校において日本史が必修でないことも鑑み、この大きな断絶は、少なくとも事実として専門研究者にも今少し認識されるべきではないかと考えるのである。歴史教育や歴史教科書に関わる問題というと、近現代の歴史認識が議論の主題になることが圧倒的に多いが、ほかの時代についても、特に専門研究者の観点からも吟味することが必要であろう。

- 1) 藤森健太郎「日本史における古代から中世への転換期と歴史教育」(『群馬大学教育学部紀要 人文・社会科学編』59、2010年)。
- 2) たとえば、都出比呂志『前方後円墳と社会』塙書房、2005年が説く初期国家論などは、律令国家=古代国家としてきた旧来の説を体系的に批判し、大きな影響を与えた。
- 3) 指導要領および解説、新旧対象表は、文部科学省ホームページ上で公開されているものを使用した。
- 4) こうした説が流布した源となったのは、大山誠一の『聖徳太子の誕生』吉川弘文館、1999年などの一連の著作である。なお、当然ではあるが、大山氏自身の議論は、単にある人物の存在を否定するような単純なものではないが、その後一般書やテレビ番組などでデフォルメされて「いなかった」という言葉に曲がって広まった面がある。
- 5) 吉田一彦『民衆の古代史』風媒社、2006年、214ページ。
- 6) 大隅清陽「大化改新論の現在」(『日本歴史』700号、2006年)。
- 7) 吉川真司「律令体制の形成」(『日本史講座』1、2004年)、大隅清陽、前掲2論文。
- 8) 改新詔には地方行政の単位として「郡」が見えているが、同時代の史料を勘案すると「評」ではなかったか、との説が井上光貞により提唱された。これをめぐる議論は、藤原宮出土木簡によって井上説が正しいことが証されて一応決着した。
- 9) 原秀三郎『日本古代国家史研究』東京大学出版会、1980年所収の諸論考などを参照のこと。
- 10) 鎌田元一『律令公民制の研究』塙書房、2001年所収の諸論考を参照のこと。
- 11) この木簡については、市大樹『飛鳥藤原木簡の研究』塙書房、2010年を参照のこと。
- 12) 吉川真司、前掲5論文。
- 13) 狩野久『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、1990年所収の諸論考、および鎌田元一、前掲8著作。
- 14) 大隅清陽、前掲4論文。
- 15) 大隅清陽、前掲4論文。ただし、学界の現状に対する大隅氏のこうした評価は、本稿で扱った大化改新論なかんづく公民制の画期としての評価に関する研究の進展のみからなされているのではない。むしろ、後述する「律令制」の定義の問題などを勘案しての発言である。「坂本パラダイム」において、古代史の中心的課題となり、その成立と衰退こそが古代史の主たるストーリーであるとされた律令制の定義が見直されるとすれば、公民制などの個別の論点を越えたパラダイム変換がなされる可能性がある。近江令、飛鳥浄御原令、大宝令などの評価をも含め、改めて、別のテーマから国家成立史の問題と歴史教育の現状について、専門研究者の立場で論ずる機会をいざれ持ちたいと考えている。
- 16) 大隅清陽「大宝律令の歴史的位相」(『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社、2008年)。